

## 第9期介護保険事業計画策定に向けた県方針

### <概要>

#### 1 県方針の目的

市町は、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ地域包括ケアシステムを推進するため、介護保険事業計画を、3年を1期として策定することとなっている。

当該計画の策定に当たり、国が、令和5年7月に、策定のガイドラインとなる基本指針案が提示される予定である。加えて、県では、毎年実施しているヒアリングや各種調査で把握した全県的な課題を共有するとともに、次期計画期間における施策の検討を市町に早期に促すため、国に先立ち、県方針案を提示する。

#### 2 方針の根拠

- 介護保険法 第116条（基本指針）、第117条（市町村介護保険事業計画）、第118条（都道府県介護保険事業支援計画）
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
  - 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
    - 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

#### 4 市町村への支援

都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、・・・市町村に対する支援を行うことが重要である。

## ＜県方針-目次＞

### 1 地域共生

- (1) 全般
- (2) 地域包括支援センターの運営
- (3) 生活支援体制整備

### 2 自立支援、介護予防・重度化防止

- (1) 全般
- (2) 専門職の育成、連携
- (3) 各段階
  - ① 予防期
  - ② 急性期・回復期
  - ③ 生活期

### 3 介護サービス

- (1) 介護サービス基盤
- (2) 介護サービスの質の維持・向上

### 4 在宅医療・介護連携

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- (2) 在宅医療の提供体制

### 5 認知症施策

- (1) 全般
- (2) 普及啓発・本人発信支援
- (3) 予防
- (4) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (5) 認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### 6 人材確保・育成

### 7 災害対策・感染症対策

- (1) 災害対策
- (2) 感染症対策

## ＜県方針＞

### 1 地域共生

#### (1) 全般

##### 【背景】

- ・ 孤独・孤立の社会問題化
- ・ 複合的な生活課題を抱える人の増加
- ・ 地域のつながりや支え合い力の低下

##### 【個別課題】

- ・ 権利擁護支援体制の整備と体制強化（令和4年度末 29市町整備）
- ・ 高齢者虐待判断件数の増加
- ・ 重層的支援体制の整備と体制強化（令和4年度 1町実施）

##### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域共生社会を意識し、他の福祉分野や地域づくりに関わる部局との調整を行うこと</li><li>■ <u>「包括的支援体制」の速やかな整備を検討するとともに、地域包括支援センターの役割と多機関との連携のあり方も整理すること</u></li><li>■ 地域福祉計画や市町社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との整合性についても留意すること</li><li>■ <u>権利擁護支援の計画を策定・見直し、整合を図ること</u></li><li>■ <u>高齢者の虐待防止に関する対応方針を定めるなど体制の整備を図ること</u></li><li>■ <u>地域共生社会の実現に向けて、住民向けの勉強会やフォーラムの開催等、長期的展望で継続的に住民意識の醸成を図ること</u></li><li>■ <u>地域における社会的資源の把握と一層の活用を努めること</u></li></ul> |
|---|

#### (2) 地域包括支援センターの運営

##### 【背景】

- ・ 総合相談等の増加や相談内容の複雑化
- ・ 要支援者・総合事業対象者の増加

##### 【個別課題】

- ・ 負担の増加に応じた人員配置
- ・ 地域包括支援センターの負担軽減

##### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>地域包括支援センターの運営指針を策定・見直しするなど、市町と包括支援センターが一体的な運営ができるよう体制を整備すること</u></li><li>■ 地域包括支援センターの運営を委託する場合は、必置の人員に加え、</li></ul> |
|---|

- 委託する業務の内容と量に応じて、必要な人員の配置を行うこと
- 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等、それぞれの事業の評価・見直しを行うとともに、事業間の連携を図ること
  - 基幹型包括支援センターの設置など、市町による地域包括支援センターの後方支援体制の整備に努めること

### (3) 生活支援体制整備

#### 【背景】

- ・ 日常生活上の困りごとを抱える高齢者の増加
- ・ 助け合いや見守り活動の担い手確保・支援

#### 【個別課題】

- ・ 生活支援コーディネーターが、行政や地域包括支援センターと連携とれていない地域がある
- ・ 移動に関する住民の具体的なニーズを把握し、必要な人が利用できるよう支援することが必要

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 生活支援コーディネーターについて、活動時間の確保や地域との関係が継続できるよう、配置を工夫するなど、機能強化を図ること
- 生活支援コーディネーター及び社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携体制の強化を図ること
- 第1層と第2層の協議体の連携を強化するため、会議の実施方法や情報連携の仕組みを検証し、地域課題に応じた課題解決の仕組みを再構築すること
- 関係部局と生活支援コーディネーターや協議体との連携体制を構築すること
- 生活に困難を抱えた高齢者等の住まいの確保と生活の一体的な支援に努めること
- 高齢者の移動に関するニーズを把握し、住民主体の移動サービスの創出など、支援の充実を図ること

## 2 自立支援、介護予防・重度化防止

### (1) 全般

#### 【背景】

- ・要介護（支援）認定者や総合事業対象者の増加
- ・新型コロナウイルス感染症によるフレイルの増加

#### 【個別課題】

- ・地域リハビリテーションサポート医・推進員の役割を浸透させ、地域包括支援センターとの連携の強化
- ・災害後の健康維持のため、地域リハビリテーション広域支援センター等の協力を得て支援する仕組みの構築

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 地域資源の状況や現行のリハビリテーションの提供体制を踏まえ、各市町の「地域リハビリテーションの姿」を介護保険事業計画に盛り込むこと
- 「地域リハビリテーションの姿」を描く際には、各段階において、本県独自の取組である地域リハビリテーションサポート医及び地域リハビリテーション推進員の活用や各機関との連携のあり方を盛り込むよう努めること
- 国の示す「リハビリテーションに関する目標」から、プロセスとアウトカムの指標をそれぞれ設定し、事業の評価や見直しに努めること
- 災害後の生活不活発病を防ぐため、災害時を想定した支援体制と通常時への移行段階の体制を検討すること

### (2) 専門職の育成、連携

#### 【背景】

- ・全ての専門職が予防や自立支援の視点を持つよう、意識改革の促進

#### 【個別課題】

- ・フレイル予防に係る専門職の関与の強化

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 地域資源の状況や現行のリハビリテーションの提供体制を踏まえ、各市町の「地域リハビリテーションの姿」を介護保険事業計画に盛り込むこと
- 地域ケア会議やサービス担当者会議など様々な場面で専門職のリハビリテーションに関する意識啓発を図るとともに、地域リハビリテーションサポート医・推進員、歯科衛生士、管理栄養士等の連携強化に努めること

### (3) 各段階

#### ① 予防期（介護予防・疾病予防・重度化防止）

##### 【背景】

- ・新型コロナウイルス感染症による通いの場等の開催や参加の自粛

##### 【個別課題】

- ・住民の自発的な健康づくり・介護予防の活動の促進
- ・住民に対する通いの場等の情報発信の強化
- ・通いの場等における魅力的な活動の提供
- ・コロナ禍における新たな生活様式に対応した健康づくりや介護予防活動、見守りの実施

##### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 通いの場等の設置数や参加率など、住民の介護予防に関する意識啓発や住民の自発的な活動の促進のため定量的な目標を介護保険事業計画に盛り込むこと
- 介護予防と保健事業の取組を整理し、かかりつけ医、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士等の通いの場等への関与を強化するなど、効率的、効果的な予防の推進を図ること
- 通いの場等に関与する医療専門職が、心身機能が低下した住民を介護サービス等の集中的なリハビリテーションにつなげる仕組みを検討すること
- 新たな生活様式に対応した ICT 等を効果的に活用した健康づくりや介護予防活動の取組を推進すること
- 関係者間での必要な情報を共有するため、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア\*かけはし）など ICT の積極的な活用を図ること

#### ② 急性期・回復期

##### 【背景】

- ・入院時から、退院後の生活を見据えた医療関係者と介護関係者との情報共有の地域間の取組の格差

##### 【個別課題】

- ・病院の退院支援や患者の要介護認定の状況に応じ、介護サービスなどの円滑な利用につなげる仕組みの構築

### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 入院時から退院後の生活を見据え、医療・介護関係者が必要な連携の強化を図ること
- 退院から認定までの期間のリハビリテーションの提供方策について検討すること
- 切れ目のないリハビリテーションが提供できるよう、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア\*かけはし）などICTを積極的に活用すること

### ③ 生活期

#### 【背景】

- ・サービスの利用により本人の有する能力を維持・向上していくよう、自立した生活を目指していくことが必要

#### 【個別課題】

- ・自立支援型の地域ケア会議の推進
- ・自立に向けたケアマネジメントの強化

### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 生活期での心身機能の維持及び介護サービスの卒業による予防期への移行、予防期での総合事業やインフォーマルサービスを利用した生活支援・介護予防の流れを整理し、介護保険事業計画に盛り込むこと
- 自立支援型の地域ケア会議の開催やモニタリングに関する定量的な目標を設定し、積極的な活用を図ること
- 自立支援型の地域ケア会議については、開催方針を示すなど、住民や専門職に対し、会議の趣旨について理解を促進すること
- ケアマネジャーの自立支援に対する理解の向上に関する方策について介護保険事業計画に盛り込むこと

### 3 介護サービス

#### (1) 介護サービス基盤

##### 【背景】

- ・ 要介護（支援）認定者の増加
- ・ 地域によって異なる中長期的なニーズの変化

##### 【個別課題】

- ・ 在宅医療等の必要量の増加に伴う介護サービスの追加的需要の発生
- ・ 大規模災害への備え

##### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ ニーズの変化や施策の影響踏まえ、適切なサービス見込み量の推計を行うこと</li><li>■ 推計したサービス見込み量に基づき、必要な整備量を見込むこと</li><li>■ <u>整備量の検討にあたっては、既存施設・事業所のあり方も含め検討すること</u></li><li>■ サービス基盤の整備は、人材確保対策と一体的に検討を行うこと</li><li>■ 施設の整備にあたっては、津波浸水区域外での整備を推奨するとともに、高層化等による浸水被害対策の推進を図ること</li></ul> |
|--|

#### (2) 介護サービスの質の維持・向上

##### 【背景】

- ・ 高齢者虐待等の発生

##### 【個別課題】

- ・ 設置・運営基準の遵守
- ・ 不適切なサービス利用や医療保険との重複利用
- ・ 地域による独自ルール等による手続き負担の軽減

##### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ 研修や実地指導等の機会を捉え、事業所の育成・支援を図ること</li><li>■ <u>事務手続きの標準化やデジタル化を検討し、事業所の負担軽減を図ること</u></li><li>■ 地域密着型サービスの外部評価や情報公表について、事業者に徹底すること</li><li>■ 県との合同実地指導や県主催の事業所研修の積極的な活用を努めること</li></ul> |
|--|

## 4 在宅医療・介護連携

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

#### 【背景】

- ・かかりつけ医等の高齢化、担い手不足による訪問診療実施医療機関の減少

#### 【個別課題】

- ・医療と介護の一体的な提供体制に関する関係者の認識の共有
- ・ACPは、予防期や生活期から最期までの長いスパンでの実施が必要

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 目指す在宅医療・介護の一体的な提供体制や進捗状況を記載するほか、県医師会に設置するシズケアサポートセンター（静岡県地域包括ケアサポートセンター）の活用など、関係者の認識の共有化や連携の強化を図ること
- 住民が自分らしく予防期・生活期から晩年まで過ごし末期(まっご)を迎えられるように、在宅医療・在宅介護について、住民の理解を促進し、ACPの推進等に努めること

### (2) 在宅医療の提供体制

#### 【背景】

- ・在宅医療の需要の増加

#### 【個別課題】

- ・地域完結型の医療介護の提供体制の構築

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 在宅医療に関する提供体制の整備に関する施策や提供機関の種別ごとの定量的な整備目標等を介護保険事業計画に記載すること
- 地域で切れ目のない医療介護の提供体制のあり方を検討し、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」※や「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」※等と連携を図ること  
(※今後策定する次期県保健医療計画で設定される見込みであり、国の次期保健医療計画策定方針等が示されていないため、今後記載の変更の可能性がある)

## 5 認知症施策

### (1) 全般

#### 【背景】

- ・ 認知症高齢者の増加
- ・ 認知症の人の支援に関する医療と介護の連携について地域間で取組の格差

#### 【個別課題】

- ・ 認知症の人本人の声を施策への反映

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 認知症の人本人の声を反映させて、施策の全体像を描き、住民を含め全ての関係者で共有すること
- それぞれの職種や機関に期待される役割や必要な連携のあり方を明確化すること

### (2) 普及啓発・本人発信支援

#### 【背景】

- ・ 認知症に対する社会の理解が不十分

#### 【個別課題】

- ・ 認知症の人自らが思いを伝えられる場づくりや、発信できる人を増やす仕組みの構築
- ・ 認知症サポーターの活躍の場の提供

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 長期的な計画の下、認知症やその疑いのある症状に不安を抱える人が、適切な場所に相談を行い支援につながるよう、住民への認知症の普及啓発を推進すること
- 企業・職域型の認知症サポーター養成とともに、認知症の啓発や認知症カフェの開催など、企業等と協力した地域づくりを推進すること

### (3) 予防

#### 【背景】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による認知症予防事業や地域活動への参加者の減少

#### 【個別課題】

- ・ 住民に対する通いの場等の情報発信の強化
- ・ 通いの場等における魅力的な活動の提供

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 医療専門職の積極的な関与等により、認知症の発症リスクの低減につながるよう、関係団体と協力して一体的に取組を推進すること
- 新しい生活様式に対応するため、ICT等を効果的に活用した情報発信や認知症予防活動の取組を推進すること

#### (4) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

##### 【背景】

- ・ 認知症の本人が居場所や活動の場が限定的

##### 【個別課題】

- ・ 認知症サポーターの活躍の場の拡大
- ・ チームオレンジの活動の促進
- ・ 認知症の人の意思決定支援の促進

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 認知機能低下の早期対応につながるよう、医療従事者（認知症サポート医、認知症疾患医療センターを含む）、介護従事者等の多職種の連携やアウトリーチ機能の強化を推進すること
- 事業所指導・監督業務の中で、ケアの質の確保を図るとともに従事者が外部研修等に積極的に参加するための支援を実施すること
- 認知症の人の意思決定支援など新たな視点を踏まえつつ、これまでの取組との連続性や内容の重複等を整理し、地域の実情に応じて認知症の人や家族のニーズに合わせた必要な取組を推進すること
- 認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域となるため、認知症サポーターの活用、チームオレンジの設置促進、ピアサポート活動の推進、認知症カフェの取組支援等インフォーマルサービスの一層の充実を図ること

#### (5) 認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

##### 【背景】

- ・ 若年性認知症に関する相談件数の増加

##### 【個別課題】

- ・ 若年性認知症への理解や就労支援等への早期の取組が必要

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 認知症バリアフリーについては、健康福祉関連部局以外の部局とも課題を共有し、連携した取組ができるよう施策を立案すること
- 他部局の施策に認知症の人や家族の意見が反映されるような仕組み

づくりを推進すること

- 若年性認知症については、本人、家族への相談支援等の体制づくりを推進すること
- 障害部局や福祉部局等の関係機関と連携して、若年性認知症の人の抱える経済的問題や家族の精神的負担等についての理解促進や、就労支援、社会参加などに取り組むこと

## 6 人材確保・育成

### 【背景】

- ・要介護（支援）認定者の増加
- ・介護需要の増加に伴う需給ギャップの発生

### 【個別課題】

- ・介護職員の需給ギャップを埋めるための多様な人材の活用が必要
- ・学生や保護者、教職員等に対し、介護に対する正しい理解や仕事のやりがいの広報が必要
- ・外国人人材の受入れ支援が必要

### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 総合事業やインフォーマルサービスを担う人材の育成に取り組むこと
- 人材の育成においては、就労支援部局や障害者支援部局とも連携し、元気な高齢者、障害のある人、育児・介護中などで短時間勤務を希望する者などの多様な人材の活用に努めること
- 各市町の教育委員会などと連携し、学校における福祉教育、職業体験における介護職場との連携を促進するなど、児童・生徒、教員、保護者の介護職場の正しい理解促進を図ること
- 外国人人材が住民として安心して生活を送ることができるよう生活関連部局や多文化共生部局等と連携し、生活面等での支援に努めること
- 元気な高齢者への周知など県事業への積極的な協力に努めること

## 7 災害対策・感染症対策

### (1) 災害対策

#### 【背景】

- ・台風や地震等の災害の発生

#### 【個別課題】

- ・災害への備えができていない事業所がある
- ・平常時から要援護者情報の把握、地域の支援体制づくりなどの対策が必要

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 市町が所管する介護事業所等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導するための事業者指導や研修等の施策を介護保険事業計画に位置付けること
- 介護事業所等の事業継続計画（BCP）作成や見直しについて、研修や運営指導等の様々な機会で指導に努めること
- 生活支援コーディネーターや福祉避難施設等の関わり方も含めて、災害発生時やその後の支援体制の構築・見直しを図ること
- 個別避難計画を作成・見直し、整合を図ること

### (2) 感染症対策

#### 【背景】

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

#### 【個別課題】

- ・感染症の流行下での介護サービスの継続的な提供
- ・住民の生活を支える地域活動等の継続

#### 【計画策定にあたっての施策の検討事項】

- 市町の所管する介護事業所等に対する適切な感染症対策の実施、必要な物資の調達などの状況を把握し、必要な指導・支援を検討すること
- 住民の生活支援や地域活動が継続的に実施できよう支援に努めること